

2022年3月1日

適用事業所
総務人事幹部社員各位

富士通健康保険組合
〔印 略〕

延長傷病手当金付加金の見直しについて（通知）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、2022年1月1日付で健康保険法改正により傷病手当金の支給期間が通算化されたことをふまえ延長傷病手当金付加金の見直しを行い、2月28日開催の組合会にて承認されました。
つきましては、下記のとおりご通知いたしますので、被保険者への周知等よろしくお願い申し上げます。

記

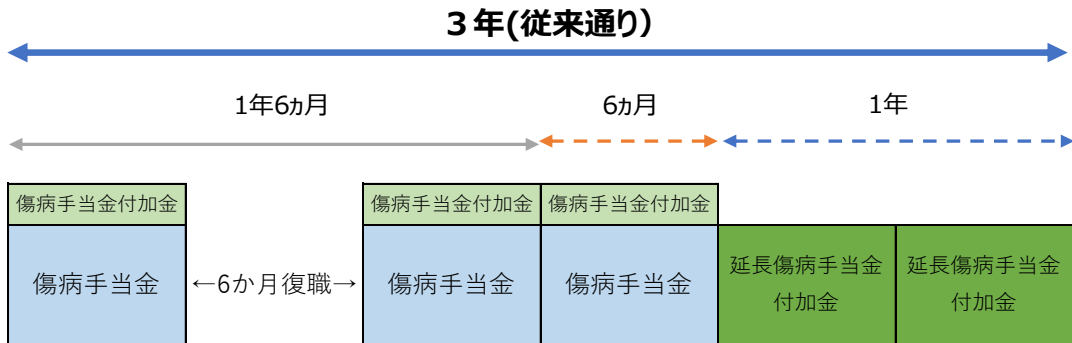
1. 改訂内容

延長傷病手当金付加金の支給期間を「**傷病手当金の支給開始日より3年**」とする。
※傷病手当金支給開始日が2020年7月2日以降の方が改訂の対象となります

現 行 : 傷病手当金支給終了の翌日から1年6ヵ月支給する。

改訂後 : 傷病手当金支給開始日より3年を迎える日の前日まで支給する。
※傷病手当金支給終了日が支給開始日より3年を超える場合、
延長傷病手当金付加金の支給はありません。

【改訂後のイメージ】（傷病手当金期間中に6か月復職した場合）



2.改訂日

2022年4月1日

3.その他

- (1) 休職マニュアル等に、傷病手当金に関する案内を掲載されている事業所におかれましては、情報を更新いただくようお願いいたします。
- (2) 健保組合から被保険者への周知は以下を予定しております。

・ 被保険者向け健保ホームページ URL : <https://kenpo.jp.fujitsu.com/>
(トップページ「重要なお知らせ」(2022年3月2日掲載予定))

4.添付資料

- ・ 健康保険組合ホームページ掲載用 被保険者向け通知 (3月2日掲載予定)

以 上